

教員講習開設事業費等補助金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日
文部科学大臣決定
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 22 日改正
平成 27 年 1 月 27 日改正
平成 28 年 2 月 29 日改正
平成 30 年 3 月 2 日改正
令和 2 年 2 月 26 日改正
令和 4 年 2 月 25 日改正
令和 4 年 8 月 10 日改正
令和 5 年 3 月 3 日改正
令和 6 年 2 月 1 日改正
令和 6 年 3 月 5 日改正

(通則)

第 1 条 教員講習開設事業費等補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、以下の目的とする。

- 一 教師や外部人材等が合理的かつ効率的に研修を受講できるようにするため、オンライン研修コンテンツの開発に必要な経費を補助することにより、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に資すること。
- 二 教師不足の解消のため、大学や民間企業等と連携した新たな人材を発掘する取組や、学校現場に入職するに当たり必要な研修などの取組を補助することにより、教師人材を確保しつつ多様な教職員集団の実現に資すること。
- 三 地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に確保するため、大学と教育委員会が連携・協働し、大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組の実現に資すること。

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第 3 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、別表第 1 の補助事業名の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、別表第 1 に定める補助金交付決定額

の算定方法に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）及び補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

（申請手続）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大臣が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、速やかに交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附すことができる。
- 4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項の補助金交付申請書が文部科学省に到達した日から30日以内とする。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の通知を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した交付申請取下書を大臣に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式2）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

- 一 補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合

- 二 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額を、補助対象経費の総額の 50 パーセントに相当する額以内で増減する場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式 3）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式 4）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 10 条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した場合にあっては、その日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式 5）を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、大臣が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第 2 項の場合において、実績報告書の提出期限につき、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 第 2 項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載しなければならない。
- 5 補助事業者は、第 1 項及び第 2 項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 大臣は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、別表第 2 に掲げる算式により算定した額又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 13 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式 6）を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 14 条 大臣は、第 8 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により第 5 条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 12 条第 4 項の規定を準用する。

(知的財産権の報告)

- 第 15 条 補助事業により得られた特許権その他の知的財産権を取得した場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書（様式 7）を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 17 条 取得財産等のうち令第 13 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式 8）を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(報告の公表)

第 19 条 大臣は、第 10 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに前条の規定により提出された報告書の全部又は一部を公表することができる。

(補助金調書)

第 20 条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式 9）を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 21 条 補助金の交付の申請をしようとする者又は補助事業者は、法、令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 22 条 大臣は、法、令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを求めめた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものと

する。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則（平成 27 年 1 月 27 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 2 月 29 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 2 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 2 月 26 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 2 月 25 日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 8 月 10 日）

この要綱は、令和 4 年 8 月 12 日から施行する。

附則（令和 5 年 3 月 3 日）

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 日から施行する。

附則（令和 6 年 2 月 1 日）

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 5 日）

この要綱は、令和 6 年 3 月 5 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業者	補助金交付決定額の算定方法	補助対象経費
教員講習開設事業費等補助金	○「新たな教師の学び」に対応したオンライン研修コンテンツ開発事業	大学の設置者(国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。以下同じ。)、大学共同利用機関の設置者、地方公共団体、独立行政法人、法人格を有する団体	<p>・交付決定額の算定方法は、右の欄に掲げる経費のうち、補助事業を実施するために必要な経費の額に3分の2を乗じた額又は補助基準額のいずれか少ない額とする。</p> <p>・補助基準額は、予算の範囲内で別に定める。</p>	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費
	○大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業	都道府県・政令指定都市教育委員会、教師の任命権を持つ人事協議会、公益法人、NPO法人	<p>・交付決定額の算定方法は、右の欄に掲げる経費のうち、補助事業を実施するために必要な経費の額に3分の1を乗じた額(ただし、合同成果報告等実施事業については定額)又は補助基準額のいずれか少ない額とする。なお、補助金額の算定上、①マッチングシステム構築事業②広報発信・研修実施等事業③合同成果報告等実施事業は、それぞれ分けて金額を算出するものとする。</p> <p>・補助基準額は、予算の範囲内で別に定める。</p>	システム構築費(①マッチングシステム構築事業のみ)、設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費
	○地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	大学の設置者	<p>・交付決定額の算定方法は、右の欄に掲げる経費のうち、補助事業を実施するために必要な経費の定額又は補助基準額のいずれか少ない額とする。</p> <p>・補助基準額は、予算の範囲内で別に定める。</p>	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費

別表第2(第12条第1項関係)

国庫補助金の区分	補助事業名	算式	備考
教員講習開設事業費等補助金	「新たな教師の学び」に対応したオンライン研修コンテンツ開発事業	補助事業を実施するために要した補助対象経費の総額に3分の2を乗じた額又は補助基準額のいずれか少ない額。	補助事業を実施するために要した経費とは、交付決定に係る補助事業を実施するために必要な補助対象経費の実際にかかった経費をいう。
	大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業	補助事業を実施するために要した補助対象経費の総額に3分の1を乗じた額(ただし、合同成果報告等実施事業については定額)又は補助基準額のいずれか少ない額。 なお、補助基準額の関係上、①マッチングシステム構築事業②広報発信・研修実施等事業③合同成果報告等実施事業は、それぞれ分けて金額を算出するものとする。	補助事業を実施するために要した経費とは、交付決定に係る補助事業を実施するために必要な補助対象経費の実際にかかった経費をいう。
	地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	補助事業を実施するために要した補助対象経費の総額(定額)又は補助基準額のいずれか少ない額。	補助事業を実施するために要した経費とは、交付決定に係る補助事業を実施するために必要な補助対象経費の実際にかかった経費をいう。